**平成２２年（フ）第２３５号**
新潟県長岡市千歳１丁目３番67号
債務者　岩船　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２２年（フ）第２９２５号**
名古屋市天白区一本松１丁目1111番地　レイクビル107号
債務者　奈良ゆり江（旧姓浅井）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１３３０号**
大阪府藤井寺市西古室１丁目21番６号、前住所大阪府枚方市中宮西之町17番27―204号
債務者　山口　和克
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１３９１号**
堺市中区深井北町814番地１　３棟103号
債務者　実川　浩行
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１４０７号**
堺市堺区出島町５丁２番23号
債務者　津田　　聖
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１４３０号**
堺市南区土佐屋台1588番地１　ベルメゾンＨＩＫＡＷＡ105号、住民票上の住所大阪府松原市河合１丁目８番29号
債務者　後藤　文利
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１４７１号**
堺市南区三原台３丁９番５号
債務者　佐川　規子（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１４９１号**
大阪府大阪狭山市池尻中２丁目９番15号403号
債務者　鵜瀬　純一
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１５１３号**
堺市堺区香ヶ丘町１丁14番18号、前住所堺市堺区今池町２丁９番９号　イイノ住宅
債務者　藤本　正明
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１５１６号**
堺市堺区昭和通１丁11番地４　ロータスプラザ３―Ｃ号
債務者　大野　将之（旧姓滝内）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１５７０号**
堺市西区浜寺船尾町西１丁152番地　岡田ハウス26号
債務者　荒川　浩之
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１５９０号**
堺市北区新金岡町４丁４番６―205号
債務者　元安　昭裕
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第２０９９号**
福岡県宗像市須恵４丁目６番20―202号
債務者　細見　美沙
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１１７号**
北海道芦別市北三条西１丁目１番地
債務者　斎藤　栄子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２２年（フ）第５６８号**
盛岡市黒川23地割50番地２　都南ハイツ77―201号、旧住所岩手県久慈市大川目町第２地割24番地15
債務者　滝沢　政隆
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第６０３号**
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1181番地13
債務者　北田　長都
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第６２０号**
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第１地割２番地847
債務者　成田　　明
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部